

PRTR電子化促進について

令和4年4月
経済産業省製造産業局
化学物質リスク評価室

PRTR届出の電子届出について

業種別書面届出数

事業者数上位業種

(2019年度把握分)

業種	事業者件数(全件)	事業者件数(QRあり)	事業者件数(QRなし)
燃料小売業	1,596	928	668
金属製品製造業	267	103	164
一般廃棄物処理業	238	140	98
化学工業	196	98	98
下水道業	147	0	147
輸送用機械器具製造業	147	54	93
プラスチック製品製造業	133	61	72
電気機械器具製造業	129	36	93
一般機械器具製造業	122	56	66

届出件数上位業種

業種	書面			磁気	電子	合計		書面割合	
	書面計	QRなし	QRあり			件数	割合	書面計	QRなし
燃料小売業	4,587	2,089	2,498	37	10,230	14,854	44.6%	30.9%	14.1%
金属製品製造業	743	478	265	2	1,034	1,779	5.3%	41.8%	26.9%
化学工業	600	367	233	8	1,390	1,998	6.0%	30.0%	18.4%
一般廃棄物処理業	567	263	304	35	1,085	1,687	5.1%	33.6%	15.6%
輸送用機械器具製造業	422	285	137	1	560	983	3.0%	42.9%	29.0%
電気機械器具製造業	390	264	126	0	802	1,192	3.6%	32.7%	22.1%
プラスチック製品製造業	366	228	138	2	668	1,036	3.1%	35.3%	22.0%
一般機械器具製造業	333	212	121	0	448	781	2.3%	42.6%	27.1%
下水道業	269	79	190	90	1,693	2,052	6.2%	13.1%	3.8%

PRTR届出の電子届出促進について

- 便利になったPRTR届出システムを利用して**電子届出をお願いします**

○**電子届出の現状** 68% (全32,890事業所のうち電子届出は22,436事業所) (2020年度把握分)

○**電子届出メリット**

- 過去の届出も管理可能
- 次年度に入力の手間が省けます
- 記載ミスが削減できます (役所とのやりとりが少なくなる。システム上で可能。)
- 届出不要の連絡も可能
- 社内の紙決裁への対応として様式での印刷も可能
- **今年度から電子届出のみ届出期間が延長 (7月31日まで可能)**

※2022年度～2024年度の3年間限定

○**おすすめポイント**

- **クライアント証明書のインストールが不要**となります (2022年度届出から)
- 政令改正により変わる第1種指定化学物質の管理番号への修正が自動で行われます
- パスワードを忘れても再設定が可能
- 紙届出だった別の届出先の都道府県等への追加も、すでにユーザIDを持っている場合は、PRTR届出システムから使用届出の申請が可能 ※2023年度～

NITE(製品評価技術基盤機構)HP

PRTR電子届出方法はこちらから↓

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

電子届出が簡単にわかる動画解説(入門編、実践編、解決編)を配信開始!

PRTR届出システムの改修について

- 政省令改正に伴う改修とともに事業者の皆さんの要望を踏まえ届出システムの改良を実施中

○改修の内容

2022年度から

- ▶ クライアント証明書が不要になります

各社のセキュリティ問題を解決

2023年度から

- ▶ セッション保持時間※を15分から120分に延長※ にも操作しなくてもシステム利用が継続される時間
- ▶ ブラウザ上で、[戻る]や[×]でシステム操作を終了した場合でも、すぐログインすることが可能。
(再ログイン前に編集していた内容は現行と同様に破棄されます。)
- ▶ 利用者自身でパスワードの再設定が可能
- ▶ 届出一覧画面から、届出に係る確認事項の有無や、その内容の確認が容易に
- ▶ 別の届出先の都道府県または委任市を追加する時はPRTR届出システムから申請が可能(すでにユーザIDを持っている場合に限る)

使いやすさの追求

2024年度から（政令改正施行後の届出開始年度）

- ▶ 様式の改正への対応(管理番号、法人番号、メールアドレスの追加など)
- ▶ 管理番号による届出(改正前から改正後の変更がスムーズにできる)
2023年度までに電子届出を実施すると2024年度届出の際に前年度届出した事項が自動で反映される。新たな番号をシステムが付与するため検索して入力する必要がありません。

政令改正で増加した物質及び番号の変更に対応

(参 考)

化管法見直し - 制度検討のプロセスと対象物質の見直し

制度全体に関する審議

（産業構造審議会制度構築WG
（環境省との2省合同審議））

報告書
（令和元年6月）

主な検討結果（制度全体）

- ・対象化学物質の見直しの考え方
 - 対象とする候補物質（母集団）
 - 有害性の判断基準
 - 環境中での存在に関する判断基準
 - 環境保全施策上必要な物質の追加
- ・ 特別要件施設の点検
 - 水俣条約に基づく大防法の措置（水銀測定）による水銀及びその化合物の届出対象への追加
- ・ 届出データの正確性の向上
- ・ 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
- ・ 廃棄物に移行する化学物質の情報提供

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

物質選定に関する諮問

（化学物質審議会安全対策部会
化管法物質選定小委
（厚労省、環境省との3省合同審議））

答申
（令和2年8月）

対象化学物質の見直しの考え方（令和元年6月）

① 対象とする候補物質（母集団）

- 現行化管法対象物質
- 各種法令規制物質 等

※赤字箇所が
前回見直しからの
変更点

② 有害性の判断基準

- 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目（発がん性、生態毒性等）
- 一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有するものを特定第一種指定化学物質に追加

③ 環境中での存在に関する判断基準

- 一般環境中での検出状況
- 排出量等での判断
 - 1) 現行の第一種指定化学物質
：届出排出量 + 届出外排出量 10トン以上
届出移動量100トン以上（すべてが排出されないため）
 - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
（化審法用途のみの物質）：推計排出量 10トン以上
 - 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
（化審法用途以外の用途もある物質）
：製造輸入量：100トン以上（農薬は10トン以上）

製造輸入量から
排出量への変更

④ 環境保全施策上必要な物質

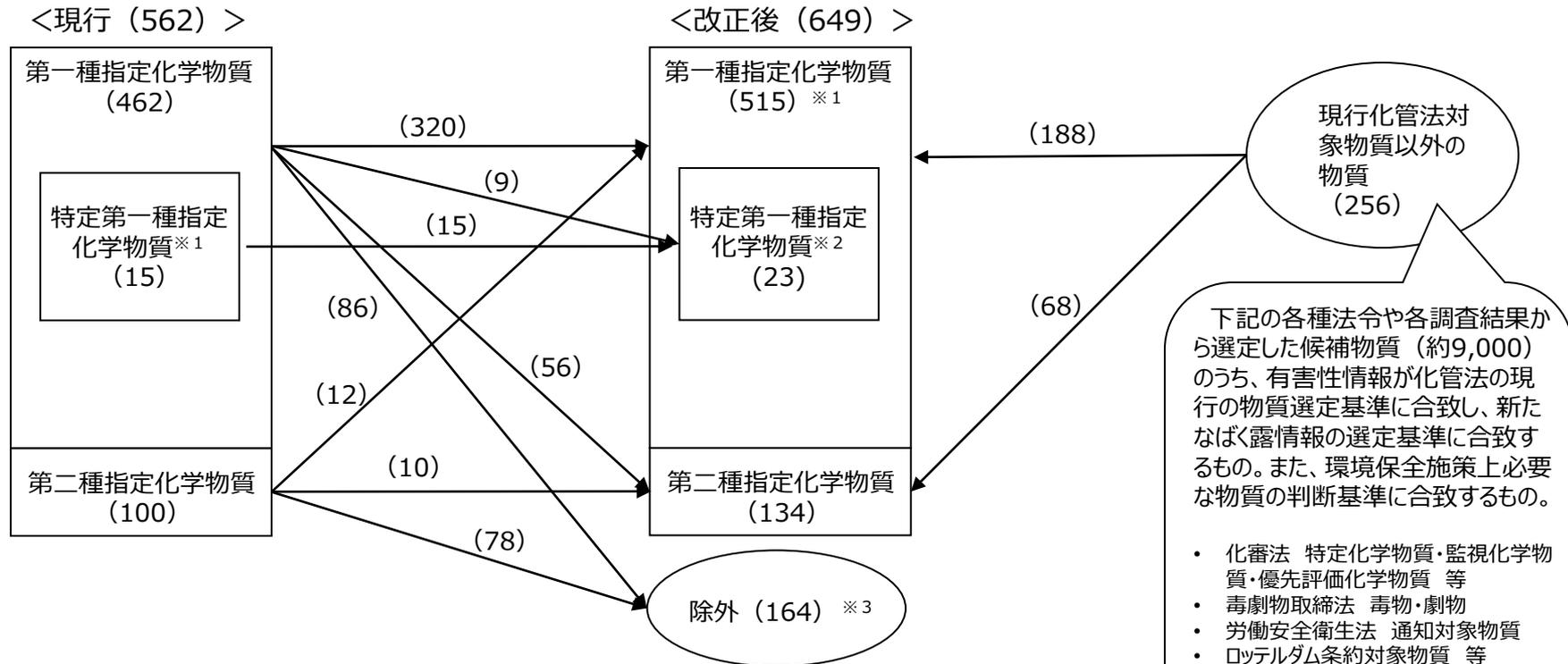
- 環境基準が設定されている物質
- 化審法の優先評価化学物質 等

PRTR対象物質、SDS対象物質の選定

見直しによる化管法対象物質数の概況 (令和3年10月20日公布)

化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は23物質

(数字は物質数を示している。)



下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質（約9,000）のうち、有害性情報が化管法の現行の物質選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致するもの。また、環境保全施策上必要な物質の判断基準に合致するもの。

- ・ 化審法 特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質 等
- ・ 毒劇物取締法 毒物・劇物
- ・ 労働安全衛生法 通知対象物質
- ・ ロッテルダム条約対象物質 等
- ・ 農薬取締法 登録農薬 等
- ・ 自治体条例対象物質
- ・ 諸外国におけるPRTR対象物質
- ・ 内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

※1：構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。
 ※2：特定第一種指定化学物質は、現行では「発がん性がクラス1（13物質）」、「生殖毒性がクラス1（2物質）」及び「変異原性がGHSクラス1A（該当なし）」、見直し後は現行に加えて「発がん性がクラス1（7物質）」、「生殖毒性がクラス1（鉛）」及び「生態影響からの指定（有機スズ化合物のうちトリブチル酸化スズ）」を対象としている。
 ※3：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、ばく露が小さい（排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がない）ものを対象としている。

各制度における対象化学物質の切り替え時期 (令和3年10月20日公布)

- 令和5年4月1日 改正政令の施行
排出量・移動量の把握開始、SDSの提供
- 令和6年4月1日～ 改正政令でのPRTR届出

制度		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
SDS	指定物質① (改正後対象外)	SDSの提供 (政令改正前(現行)の指定物質であって改正後に対象外となる指定物質)			
	指定物質② (改正前・後も対象)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)		SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	
	指定物質③ (改正後対象)	新旧両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供		SDSの提供 (政令改正後の指定物質)	
		SDSの提供準備 (政令改正後に新たに追加となる指定物質のSDS作成・周知)			
PRTR	事業者による把握	2021年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2022年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2023年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)	2024年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)
	事業者による届出・ 国による公表	2020年度分の届出・公表	届出 → 公表	届出 → 公表	届出 → 公表

化管法施行規則の改正について

- 化管法政令の改正等に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正。

○改正の内容

(1) 下水道法改正に伴う改正（施行規則第4条関係）

(2) 特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）

水銀に関する水俣条約の担保措置として、大気汚染防止法で測定義務が課された水銀及びその化合物を特別要件施設における届出対象に追加する。

(3) 対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）

政令において新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、法第6条第1項に定める第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するため、別表を改正する。

(4) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1関係）

政令改正ごとの政令番号の変更による事業者のシステム更新等の負担を軽減するため、指定化学物質ごとに付与する管理番号を用いて届出を行うよう、様式第1を変更する。その他所要の改正を行う。

(5) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4関係）

インターネット方式の普及等により、同様式から通信方式の選択欄を削除する。

(6) 電子届出の届出期間の延長（附則関係）

政令において、令和6年度以降の届出対象となる指定化学物質を変更した。この機会に、政令の施行に伴う事業者及び行政の届出に係る事務の負担軽減のため、書面届出から電子届出への移行を推進することとし、令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を、施行規則第5条に規定する6月30日から7月31日に1か月間延長する。

○スケジュール

公布日 令和4年3月31日

施行日 (1)、(2)及び(6) 公布日と同日
(3)、(4)及び(5) 令和5年4月1日

化管法施行規則の改正について

- 届出様式を改正（管理番号の導入） ※2024年度（令和6年度）届出から

管理番号の導入

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称				単位 kg mg-TEQ(ガイコシンの場合)	
第一種指定化学物質の管理番号					
排出量	イ 大気への排出				
	ロ 公共用水域への排出				排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）				
	ニ 当該事業所における埋立処分				埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
移動量	イ 下水道への移動				
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）				
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法（該当するものに○をすること（複数選択可））			
		01 脱水・乾燥	04 中和	07 その他	
		02 焼却・溶融	05 破碎・圧縮		
		03 油水分離		06 最終処分	
		廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可））			
		01 燃え殻	10 動植物性残さ		
		02 汚泥	11 動物系固形不要物		
		03 廃油	12 ゴムくず		
		04 廃酸	13 金属くず		
		05 廃アルカリ	14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		
		06 廃プラスチック類	15 鋳さい		
		07 紙くず	16 がれき類		
		08 木くず	17 ばいじん		
		09 繊維くず	18 その他		
※整理番号					

法人番号の追加

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 ^(ふりがな) 住 所 〒
^(ふりがな) 氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	^(ふりがな) 事業者の名称				
	法人番号				
	前回の届出における名称				
	^(ふりがな) 事業所の名称				
	前回の届出における名称				
	事業所の所在地		〒	都道府県	市区町村
	^(ふりがな)				

メールアドレスの追加

担当者 (問い合わせ先)	部 署	
	^(ふりがな) 氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	
※受理日	年 月 日	※整理番号